

平成29年度小樽市議会第4回定例会提出予定議案

(予 算 議 案)

- 議案1 平成29年度小樽市一般会計補正予算
- 議案2 平成29年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案3 平成29年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案4 平成29年度小樽市水道事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

- 議案5 小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案

市長の平成30年1月分の給料月額を50%減額するもの

施行期日 平成30年1月1日

- 議案6 小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案

産業港湾部港湾室を部に昇格させるとともに、医療保険部を廃止して福祉部を再編するほか、所要の改正を行うもの

《関係条例》

- ① 小樽市青少年問題協議会条例
- ② 小樽市地方港湾審議会条例
- ③ 小樽市子ども・子育て会議条例
- ④ 小樽市地域包括支援センター運営協議会条例
- ⑤ 小樽市福祉に関する事務所設置条例

施行期日 平成30年4月1日

- 議案7 小樽市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案

保健所長である医師の定年を68歳とするもの

施行期日 平成30年4月1日

- 議案8 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案

国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料及び勤勉手当の支給割合並びに扶養手当の月額を改定するとともに、病院事業管理者の期末手当の支給割合を改定するほか、所要の改正を行うもの

① 職員給与条例の一部改正（平成29年度実施分）

《人事院勧告に準ずる給料表の改定（平均改定率0.2%）》

平成29年度分の差額及び諸手当の増額分は追加支給。ただし、平成27年4月からの現給保障の経過措置適用者で、新給料表の額が現給保障額を下回る場合は、引き続き現給保障額を支給する。

《12月に支給される勤勉手当の支給割合の改定》

(職員) (再任用職員)

12月 100分の85→100分の95 12月 100分の40→100分の45

② 職員給与条例の一部改正（平成30年度実施分）

《扶養手当の月額額の改定》

配偶者 10,000円→6,500円

子 8,000円（職員に配偶者がいない場合、そのうち1人は10,000円）→10,000円

その他 6,500円（職員に配偶者等がない場合、そのうち1人は9,000円）→6,500円

《勤勉手当の支給割合の改定》

(職員) (再任用職員)

6月 100分の85→100分の90 6月 100分の40→100分の42.5

12月 100分の95→100分の90 12月 100分の45→100分の42.5

③ 病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（平成29年度及び平成30年度実施分）

職員の勤勉手当支給割合の引上げに準じて病院事業管理者の期末手当を次表のとおり改定する。

(現 行)

在職期間	基準日 6/1	基準日 12/1
6月	100分の207.5	100分の222.5
5月以上6月未満	100分の166	100分の178
3月以上5月未満	100分の124.5	100分の133.5
3月未満	100分の62.25	100分の66.75

(改正後)

在職期間	平成29年度	平成30年度～	
	基準日 12/1	基準日 6/1	基準日 12/1
6月	100分の232.5	100分の212.5	100分の227.5
5月以上6月未満	100分の186	100分の170	100分の182
3月以上5月未満	100分の139.5	100分の127.5	100分の136.5
3月未満	100分の69.75	100分の63.75	100分の68.25

施行期日 公布の日（平成29年4月1日から適用）。ただし、平成30年度実施分については、平成30年4月1日

※ 本条例改正に伴う平成29年度の予算措置については、既定予算内で対応するもの

議案9 工事請負変更契約について

山手地区統合小学校新築工事の請負変更契約を締結するもの

① 契約金額

変更前 13億2,624万円

変更後 13億3,056万9,072円

② 契約の相手方

小樽市緑1丁目5番1号

阿部・近藤・福島共同企業体

議案10 工事請負変更契約について

山手地区統合小学校新築電気設備工事の請負変更契約を締結するもの

① 契約金額

変更前 1億5,984万円

変更後 1億6,156万7,676円

② 契約の相手方

小樽市花園4丁目17番9号

加藤・北央・越前共同企業体

議案11 工事請負変更契約について

山手地区統合小学校新築機械設備工事の請負変更契約を締結するもの

① 契約金額

変更前 1億5,444万円

変更後 1億5,546万2,112円

② 契約の相手方

小樽市入船5丁目24番7号

山吹・コマツダ・環境共同企業体

議案12 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市観光物産プラザの指定管理者として、引き続き一般社団法人小樽観光協会を指定するもの

指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 41,516千円（5年）

報告1 専決処分報告

平成29年度小樽市一般会計補正予算において第2号ふ頭巡視船関連施設整備等に係る予算を措置するため、平成29年11月20日に専決処分したもの

（報 告）

・ 専決処分報告

平成29年7月26日に発生した財政部所管の公用車による自動車事故に係る損害賠償について、同年10月16日専決処分したもの

賠償額 24万7,723円（車両修理費）

発生場所 札幌市中央区大通東2丁目2番地先 東3丁目通上

・ 専決処分報告

平成29年8月17日に発生した財政部所管の公用車による自動車事故に係る損害賠償について、同年10月19日専決処分したもの

賠償額 11万8,384円（車両修理費）

発生場所 小樽市若竹町120番7地先 市道文治沢若竹第1分線上

・ 専決処分報告

平成29年9月27日に発生した消防本部の消防車による駐車場のアスファルト舗装損傷事故に係る損害賠償について、同年11月22日に専決処分したもの

賠償額 13万5,378円（アスファルト舗装修理費）

発生場所 小樽市桂岡町5番所在の駐車場

(追加予定議案)

・ 小樽市監査委員の選任について

菊池 洋一氏 平成29年12月31日辞任予定

・ 人権擁護委員候補者の推薦について

高橋 房子氏 平成30年3月31日任期満了

加藤 孝憲氏 平成30年3月31日任期満了

西尾 弘美氏 平成30年3月31日任期満了

※ 人事案件については、最終本会議の日に提案の予定です。